

ID: 84

担当部署: 健康推進課

処分の概要	一部負担金の減免等の取消し等		
例規名 根拠条項	大河原町国民健康保険条例施行規則 第13条第1項及び第2項		
例規番号	平成19年規則第7号		
【基準】			
第13条の規定による。 (一部負担金の減免等の取消し)			
第13条 町長は、偽りその他不正の行為により一部負担金の減免を受けた被保険者があることを発見したときは、直ちに、当該一部負担金の減免を取り消し、当該被保険者がある取り消しの日の前日までに減免によりその支払を免れた額について期限を付して、当該被保険者の属する世帯の世帯主から返還させなければならない。			
2 町長は、一部負担金の徴収猶予を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予の全部又は一部を取り消し、当該被保険者の属する世帯の世帯主から一時に徴収するものとする。			
(1) 徴収猶予を受けた被保険者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予することが不適當であると認められるとき。			
(2) 偽りその他不正の行為により徴収猶予を受けたと認められるとき。			
3 町長は、前2項に規定する決定をしたときは、速やかにその旨を当該世帯主及び関係保険医療機関等に国民健康保険一部負担金減免等取消決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日